

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 労働者のストライキ権について（中）

### 客室乗務員のストライキ実施からみる労働者権利

#### (三) ストライキの効果

##### 1. 合法的なストライキ

- (1) 合法的なストライキ期間は、労使双方による労働契約の権利義務履行を一時的に中止する。(労働者は、一時的に労務の給付を中止する。労働者が労務を提供しないため、使用者は、賃金の支払義務を免れることができる。)
- (2) 使用者は、労働者が合法的なストライキに参加若しくは支持することを理由に、労働者の解雇・降格・減給又はその他の不利益な待遇をしてはならない。(労組法第 35 条) (詳細は、本文 (下) にて) また、合法的なストライキにより事業単位の生産が一時的に停滞しても、労働基準法第 11 条第 3 款「不可抗力により一時的に 1 ヶ月以上業務を停止するとき」の事情には当てはまらない。つまり、使用者は予告により労働契約の終止をすることはできないということの意味する。<sup>1</sup>

##### 2. 不法なストライキ

不法なストライキには、労働契約の権利義務の履行を一時的に中止する効力は発生しない。従って、労働者がストライキに参加する(労務提供しない)ことは労働契約違反になるため、使用者は、損害賠償の請求又は法による労働契約の終止をすることができる。

#### (四) その他

##### 1. ピケライン (又はピケットライン)<sup>2</sup>

- (1) ピケラインとは、労働組合 (以下「労組」) がストライキをアピールするために、労争法第 54 条第 1 項に基づいてピケティングを張るラインを指す。労組によりその設置の投票が可決された後、使用者の営業場所に隣接する区域に設けストライキへの支持を訴えるもので故にピケラインの設置は、ストライキに付随する行為 (ストライキの効果を助長するもの) であって単独の争議行為ではない。

<sup>1</sup> 行政院労働者委員会、民国 78 年 (1989 年) 3 月 31 日付 (78) 台勞資三字 06962 号書簡

<sup>2</sup> 行政院労働者委員会、民国 101 年 (2012 年) 8 月 20 日付勞資 3 字第 1010126744 号書簡

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- (2) ピケラインは、労組組合員による直接無記名投票を行い、全体の過半数の同意を得なければ設置することができない。(労争法第 54 条第 1 項)
  - (3) 労組がピケラインを設置する場合、言論・標示（掲示）・座込み又はその他の団結行為などの方式で行うことができる。同時に労組は、ピケティングの監視員と識別できる人員を派遣し、現場の秩序を維持しなければならない、また人身安全・公共の秩序・交通安全及び衛生環境の維持保護に注意するほか、関連法律規定を遵守する必要がある。
2. 争議の原則及び民事／刑事免責（労争法第 55 条）
- (1) 争議の原則：争議行為は、誠実信用（信義誠実）原則及び権利濫用禁止原則により行わなければならない。
  - (2) 免責

免責	規定	意義
民事	使用者は、労組及びその組合員が労争法により行う争議行為ゆえに生じる損害を理由に、賠償を請求することができない。	労組が行う合法的な争議行為は、たとえそのために使用者が経済上の損害を被っても、使用者は、労組及びその組合員に対し損害賠償を主張することができない。
刑事	労組及びその組合員が行う争議行為は、刑法及びその他特別刑法の構成要件とすべきであるが、正当性を有する場合、罰しない。但し、暴力や脅迫により他人の生命・身体が侵害を受ける又は侵害されるおそれがあるとき、適用しない。	争議行為は、刑事法の構成要件とすべきであるが、争議行為の主体・目的・手段・手続きなどに正当性を有する場合、違法性を阻却することができる。争議行為の行使が限度を超える場合は、正当性を失う。

※現行の労争法には、使用者の争議行為（ロックアウトなど）についての民事/刑事上の責任の規定はない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。